

1 農業を取り巻く状況の変化

(1) 都市農業に関する動向

都市農業は、都市住民の生活との関係の中で発展し、都市的土地利用との競合の影響を受けてきました。

高度経済成長期には、旺盛な宅地需要の下で、住宅難の解消を求める世論が大勢となり、都市農業への風当たりは強まりました。市街地が急激に拡大する一方、農薬散布や土ぼこり等による周辺住民からの苦情、地価の上昇による土地所有コストの増大等により、農業経営は逆風にさらされました。近年、都市農地の保全についての制度改正が進みましたが、相続時の税制等は依然として農業者にとっての課題となっています。

一方、都市農業に対する都市住民の世論は大きく変わりつつあります。食の安全への意識が高まり、身近な農地で生産された新鮮で安全・安心な農産物が手に入るのが高く評価されるとともに、自ら農作物を育てたいというニーズも強まっています。

こうした中、都市農業が果たしてきた農産物の供給機能に加えて、防災、景観形成、環境保全、農業体験・学習の場、農業や農業施策に対する理解の醸成等の多様な機能への評価が高まっています。

○都市農業振興基本法（平成 27（2015）年 4 月施行）

「都市農業振興基本法」が制定され、都市農業の振興に対する基本理念が定められました。さらに、平成 28（2016）年 5 月に、同法第 9 条に基づく「都市農業振興基本計画」が閣議決定され、都市農業の振興と農地保全に関する国の基本的な考え方が示される等、都市農業が安定的に継続できる環境が整いつつあります。このことにより、これまで宅地や公共施設の予定地等としてみなされてきた都市農地の位置付けが、「あって当たり前のもの」、さらには「あるべきもの」へと大きく転換され、都市を形成する上で農地を重要な役割を果たすものとして捉えることが必要となっています。

○都市農業に関連する法律の改正等

■都市緑地法等の一部を改正する法律（平成 29（2017）年施行）

公園、緑地等のオープンスペースは、良好な景観や環境、にぎわいの創出等、潤いのある豊かな都市をつくる上で欠かせないものです。また、災害時の避難場所としての役割も担っています。都市内の農地も、近年、住民が身近に自然に親しめる空間として評価が高まっています。

このように、様々な役割を担っている都市の緑空間を、民間の知恵や活力をできる限り活かしながら保全・活用していくための都市緑地法等の一部を改正する法律及び関係政省令が施行されました。

《都市緑地法等の改正等の主な内容》

法律	項目	改正前	改正後
生産緑地法（平成 29 年 6 月）一部改正	生産緑地地区の面積要件の引き下げ	<ul style="list-style-type: none"> ・一団で 500 m²以上の区域とする規模要件。 ・公共収用等に伴い、又は生産緑地地区の一部の解除で残された面積が規模要件を下回ると、生産緑地地区全体が解除。 	<ul style="list-style-type: none"> ・面積要件を条例で 300 m²（政令で規定）まで引き下げ。 ・同一又は隣接する街区内に複数の農地がある場合、一団の農地等とみなして指定可能に（ただし、個々の農地はそれぞれ 100 m²以上）。
	生産緑地地区における建築規制の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・農林漁業を営むために必要で生活環境の悪化をもたらすおそれがないものに限定（ハウス、 	<ul style="list-style-type: none"> ・営農継続の観点から、新鮮な農産物等への需要に応え、農業者の収益性を高める施設を追加（生産緑地で生産された農産物等を活用する

		集荷施設、農機具収容施設、共同利用選果場、休憩所・農作業講習施設等)。	製造・加工施設、販売施設、レストラン)。
	特定生産緑地制度	(制度創設)	・生産緑地の所有者等の意向を基に、市町村は当該生産緑地を特定生産緑地として指定。 ・指定された場合、市町村に買取り申出ができる時期は、生産緑地指定後30年から、10年延期。 ・10年経過後は、改めて所有者等の同意を得て、繰り返し10年の延長可能。
都市計画法 一部改正 (平成29年6月)	田園住居地域の創設	(用途地域の創設)	・住居系用途地域の一類型として田園住居地域の創設。 ・住宅と農地が混在し、両者が調和して良好な居住環境と営農環境を形成している地域を、あるべき市街地像として都市計画に位置付け、開発/建築規制を通じてその実現を図る。
農地法 一部改正 (平成30年5月)	農業用ハウス等の底地を全面コンクリート張りした場合も農地扱いとする制度	・農作物の栽培施設(農業用ハウス等)の底地を全面コンクリート張りにした場合は農地に該当しないものとして取り扱う。	・農業用ハウス等の底地を全面コンクリート張りにした場合も、「農地」として扱い、固定資産税や相続税等の税制上も「農地」として扱う。

■都市農地の貸借の円滑化に関する法律(平成30(2018)年9月施行)

農業従事者の減少・高齢化が進む中、都市における限られた貴重な資源である都市農地(生産緑地地区の区域内の農地)については、農地所有者以外の者であっても、意欲ある都市農業者等によって有効に活用されることが重要となります。このことから、都市農地の貸借の円滑化のための措置を講ずることにより、都市農地の有効な活用を図り、都市農業の有する機能の発揮を通じて都市住民の生活の向上を目指していきます。

《都市農地の貸借の円滑化に係る法律の主な内容》

改正前	改正後
・生産緑地の貸借は事実上困難 (生産緑地で相続税納税猶予制度の適用農地では営農困難時を除き貸借不可)	・相続税納税猶予制度適用農地での貸借が可能となり、貸借中に生産緑地の相続が発生した場合も相続税納税猶予制度の適用が可能(買取り申出には注意が必要) ◇生産緑地の貸借 ・生産緑地の貸借をする申請者(借受人)が市長に事業計画を提出、農業委員会の決定を経て事業認定 ・貸借の期間満了時に貸付人に返還、法人の借受も可能(一定の要件あり) ◇農業協同組合・市以外の者における市民農園の開設 ・特定農地貸付法の貸付規定等の要件を満たし、市、所有者、開設者での協定が必要 ・協定には適正に利用されていない場合に協定を廃止する旨を盛り込むことが要件

○東京農業振興プラン(平成29(2017)年5月策定)

大都市東京の持つポテンシャルを活かし、『都市と共存し、都民生活に貢献する力強い東京農業』を目指していくために、「1 担い手の確保・育成と力強い農業経営の展開」、「2 農地保全と多面的機能の発揮」、「3 持続可能な農業生産と地産地消の推進」、「4 地域の特色を活かした農業の推進」の4つの視点で、新たな農業振興施策を展開しています。

区部や多摩の都市地域については、都民への農産物の供給に加えて、農業・農地が持つ多面的機能をさらに発揮する取組みを推進することが位置付けられています。

- ・防災や環境保全、教育、レクリエーション、コミュニティ形成等の多面的機能を発揮させる区市町の取組みを支援
- ・積極的に都市農地を確保するため、宅地化した土地を再び優良な農地として再生する際の除れきや客土等による整備を支援
- ・今後の都市農地に関する国の制度改正を見据え、小規模な生産緑地でも収益性を確保できる新技術の導入や農地の貸借による農地保全等、新たな制度に対応できる施策を検討

(2) 第2次西東京市農業振興計画の5年間の振り返り

本計画では、4つの基本方針のもと、その実現にむけて様々な施策を展開してきました。それらの施策について、庁内の関係部署調書の結果も踏まえ整理します。

① 食と暮らしを支える多様な農業

①-1 直売所のさらなる活用

- ・重要な販路である直売所について、その情報を本市HPで発信するとともに、のぼり旗の配布、イベントでのファームカーを活用した支援等を実施してきました。
- ・おでかけ図鑑の作成による直売の情報発信を行いました。

①-2 地産地消の推進

- ・めぐみちゃんメニュー事業として市内飲食店での市内産農産物活用メニューの提供を進め、食べ歩きイベントやマルシェの開催、メディアによる情報発信を実施しました。
- ・学校給食との連携として、農業者と学校栄養士との連絡会に参加し、栄養士連絡会では市内産農産物を利用した共通メニューを市内小中学校、保育園で提供しました。

①-3 販路の拡大と西東京ブランドの育成

- ・市民や消費者、JA及び販売店の他、商店街等とも連携し、めぐみちゃんブランドの普及啓発として、めぐみちゃんメニュー事業や「市産農産物等活用推進事業補助金」の対象の見直しにより、商工業者への活用を広げました。また、めぐみちゃんののぼり旗の配布や、庁内で連携しためぐみちゃんの使用拡大を図っています。
- ・JA東京みらい保谷、田無両支店での直売所設置が実現し、両地区で直売会が設立されました。これら直売所でのファームカーによる広報も行っています。
- ・地域や商店街との連携としては、市内各所、イベントでのファームカーによる直売活動支援、防災訓練の実施、農業景観散策会での講師の依頼、テーブルファームの実施等自治会や商店街との連携を実施しています。



〔ファームカーの活用〕

② 多様な担い手が生きがいややりがいを感じる農業経営

②-1 若い担い手や女性農業者の育成

- ・地元と連携した後継者育成、新規就農者を含む若い担い手や女性農業者の育成として、東京都の制度の活用やJAと連携した後継者育成の支援、農業後継者顕彰の事業を推進してきました。
- ・認定農業者農業経営改善計画では、後継者も含めた農業経営の計画策定支援を実施しています。



〔後継者・女性農業者〕

②-2 援農ボランティアの活用

- ・農業者と援農ボランティアのマッチング機会の提供として、青空塾修了生と農業者のマッチングを、農のアカデミー体験実習農園にて実施する仕組みによって、援農ボランティアの活躍の場が広がっています。スキルアップについても、市内農業者の協力を得て、農のアカデミー体験実習農園での実習の他、講演会や運営連絡会を開催しています。

②-3 効果的な支援による農業経営意欲の促進

- ・将来に渡り安定的かつ戦略的な農業経営を図る認定農業者への支援拡充として、本市独自の取組みである、「認定農業者経営改善支援補助金」を創設しました。また、経営改善計画作成への支援、認定農業者連絡会の開催を支援しています。

- ・新たな支援策の調査・研究として現状の補助金内容の精査、見直しを実施した他、直売所の魅力向上を西東京市まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付けました。
- ・営農支援事業についても、JAにより支援事業が実施されています。

③ 農地の保全と活用

③-1 生産緑地の保全

- ・生産緑地地区制度については、生産緑地の再指定、下限面積要件の見直しを農業委員会から提言し、下限面積要件を 300 ㎡に引き下げる条例制定を行いました。国において、生産緑地法、都市計画法、農地法の改正、都市農地の貸借の円滑化に関する法律が制定されました。
- ・農地の適正な肥培管理としては、農業委員会との協力のもとで農地パトロールを実施し、担当部署との情報共有を行っています。

③-2 多面的機能の発揮

- ・農地の持つ多面的機能の理解を深めるため、都市と農業が共生するまちづくり事業を中心に取組みを進めてきました。花摘みの丘では、農業景観散策会、寄せ植え体験等を開催しています。また、農のアトリエ「蔵の里」では、小学生への農業学習、高齢者を対象としたテーブルファーム、自衛隊、消防署、地元自治会の参加による畑の防災訓練を実施しています。
- ・災害時の一時的な避難場所や農産物の供給を行う災害時協力農地について、JA と本市が協定を締結し、農業者への情報提供等の支援を実施しています。



〔畑の防災訓練〕

④ 農業を通じた交流

④-1 各種イベント、即売会等の実施

- ・市民が農業・農地・農産物にふれる機会の創出を積極的に進めてきました。
- ・農業にふれるイベントとして、花摘みの丘での農業景観散策会の開催、農のアカデミー体験実習農園での収穫祭、市内農産物を活用した料理教室を開催、親子の参加による野菜の播種、収穫体験等、都市農業の PR を実施してきました。
- ・即売会、地域イベントでのファームカーの活用や、めぐみちゃんメニュー事業の中で、保谷駅、田無駅、西武柳沢駅周辺におけるマルシェの開催、農業者主体のマルシェの開催について検討・協力を実施しました。
- ・市内産植木の広報、農業者との交流イベントとして、市民やふるさと納税者を招いた緑のアカデミーを実施、農とのふれあい散歩道として、ルートを選定し、農業景観散策会において情報発信を実施しました。



〔緑のアカデミー〕

④-2 農商工・産学公連携の推進

- ・飲食店との連携による市内産農産物活用メニューの提供や、食べ歩きイベント、マルシェを開催、また、自治会等との連携による農地での防災訓練や、農業景観散策会を実施しました。

④-3 市民農園の新しい展開と農業体験農園の推進

- ・市民農園の利用料の見直しや、肥培管理マニュアルの作成・配布を実施、農業体験農園の推進として、利用者募集を市報や市 HP、市民まつりを活用して支援するとともに、開設時の補助金の活用を呼びかけています。

2 西東京市の農業の現状と課題

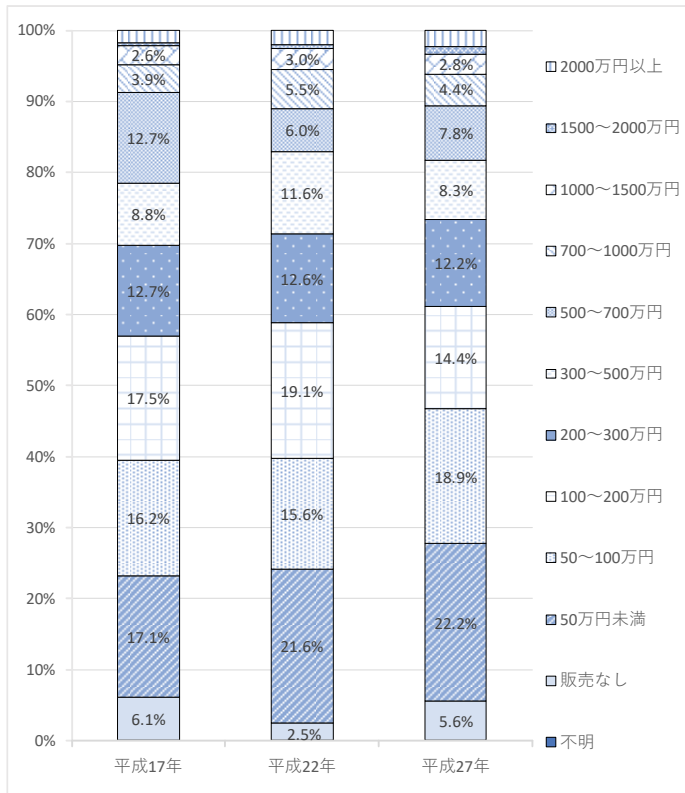
中間見直しにあたり実施した、農業者・市民へのアンケート調査、関連団体へのヒアリング調査及び関連統計資料の分析の結果から、本市の農業の現状と課題について整理します。

(1) 農業経営の現状と課題

○販売金額規模の小さな農家が多く、その割合も増加傾向にある。

本市の農家数を販売金額規模別に見ると、平成27(2015)年現在で50万円未満が最も多く22.2%を占め、販売金額200万円未満が全農家の61.1%を占めます。平成30(2018)年度実施のアンケートでは、過去5年間で、農業所得が減少した方が33.8%を占めています。一方、本市においては兼業農家の割合が高く、農業者の所得においても農業所得以外の所得が多い状況となっています。

農産物販売金額規模別農家数割合の推移

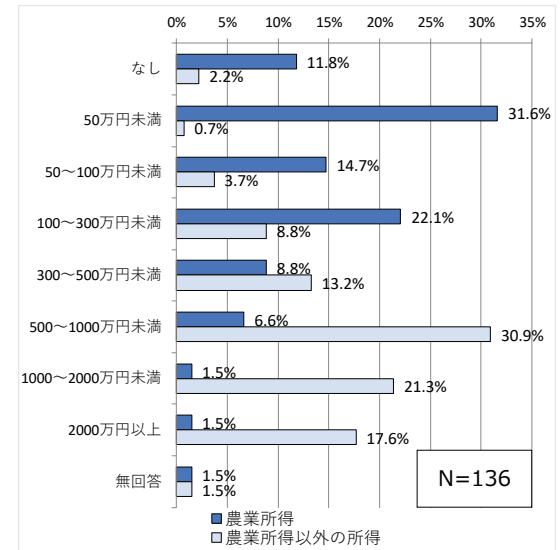


(資料：農林業センサス)

(農業者アンケート) 過去5年間の農業所得の変化

項目	件数	割合
増加した	17	12.5%
減少した	46	33.8%
変わらない	64	47.1%
その他	4	2.9%
不明	5	3.7%
合計	136	100.0%

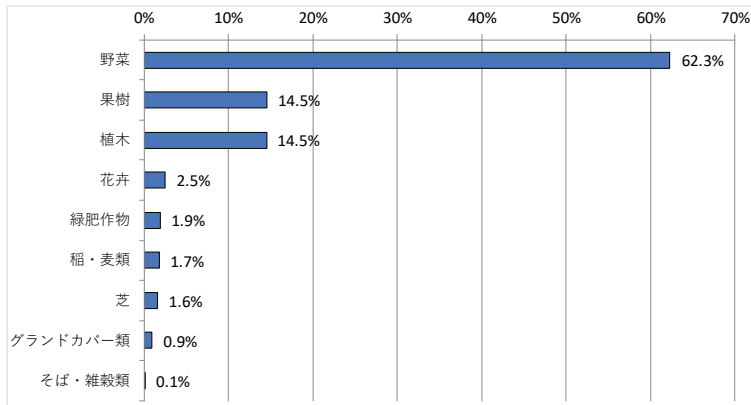
(農業者アンケート) 農業所得と農業所得以外の所得



○野菜の生産を中心に、果樹、植木、花卉の生産がされている。

市内の作付延べ面積 172.7ha のうち、野菜が 107.6ha と 62.3% を占め、次いで果樹と植木がともに 14.5%、花卉は 2.5% となっています。野菜の品目別に見ると、作付面積の上位は、面積順にキャベツ、コマツナ、ホウレンソウ、ブロッコリー、ダイコンとなっています。

品目別作付面積割合



(資料：平成 28 年農産物生産状況調査)



〔キャベツ畑〕



〔果樹園〕

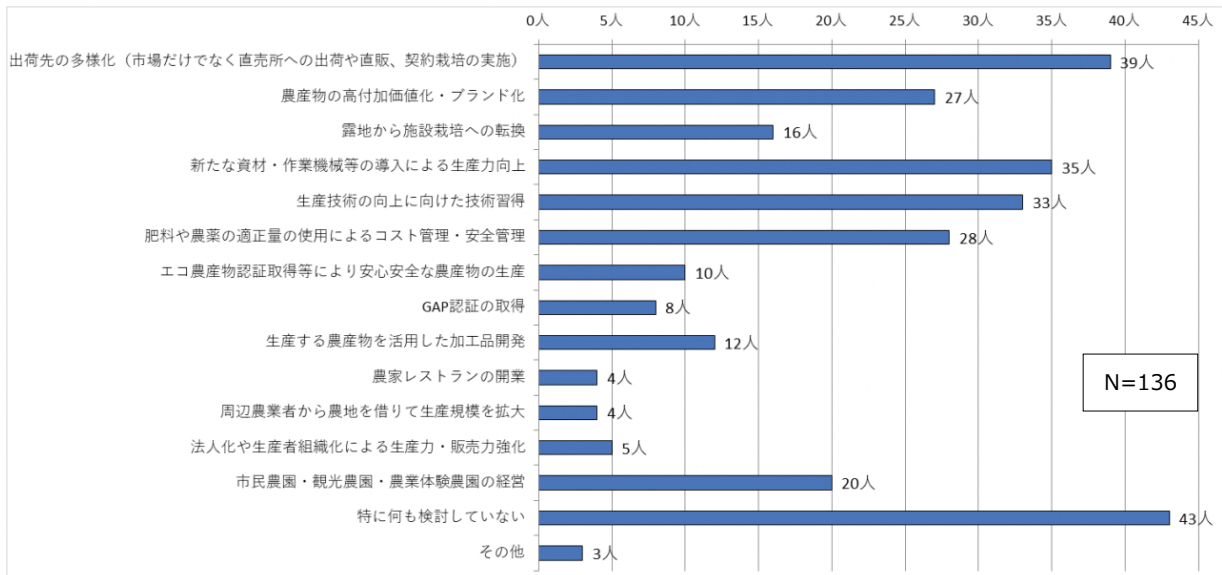
○出荷形態の多様化により農業収入を安定化しようとする農業者が多い。

農業収入を安定させるために今後取り組みたいことについては、出荷形態の多様化に注目する農業者が多く、併せて生産力及び生産技術の向上への意欲が見られます。その一方で、「特に何も検討していない」という回答が最多となっています。農業所得が高い農業者では、「新たな資材・作業機械の導入による生産力向上」や「生産技術の向上に向けた技術習得」への関心が高い状況です。



〔直売所での販売の様子〕

(農業者アンケート) 農業収入を安定させるために取り組んでいきたいこと【複数選択】

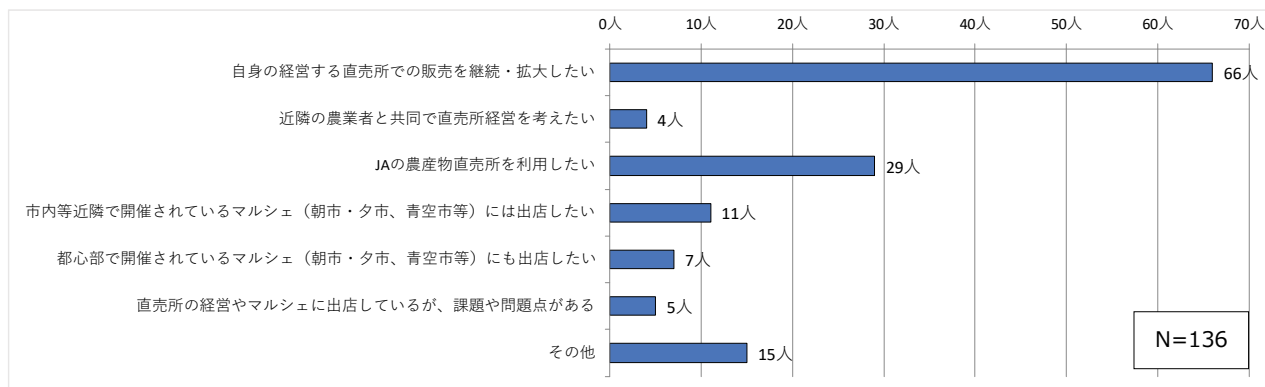


○直売所での販売の継続・拡大を検討する農業者が多数を占める一方、市民が直売所を利用しない理由は「自宅の近くにないから」との意見が多い。

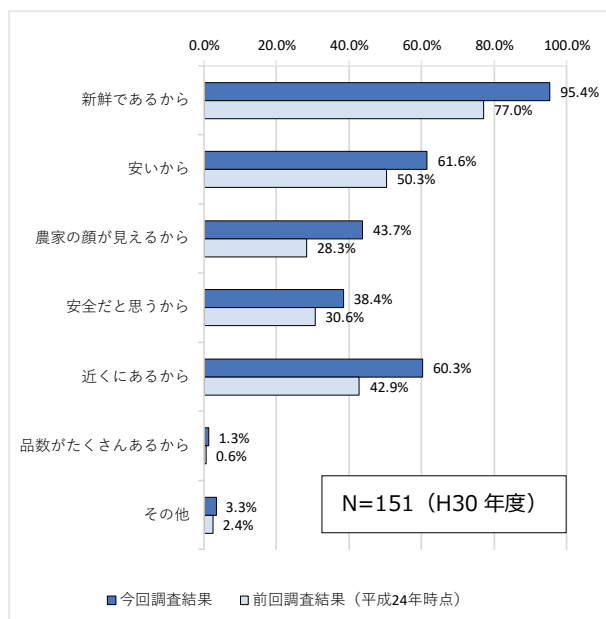
今後の直売所のあり方については、「自身の経営する直売所での販売を継続・拡大したい」との回答が多く見られる他、「JAの農産物直売所を利用したい」という回答も多く挙げられています。

市民側の意向としては、「新鮮さ」を求める声が多い一方、直売所を「利用したことがない」方の最も多い理由は、5年前の「直売所の存在・場所を知らない」から、「直売所等が自宅の近くにないから」に変化しています。周知は、一定の成果を上げていることが考えられます。

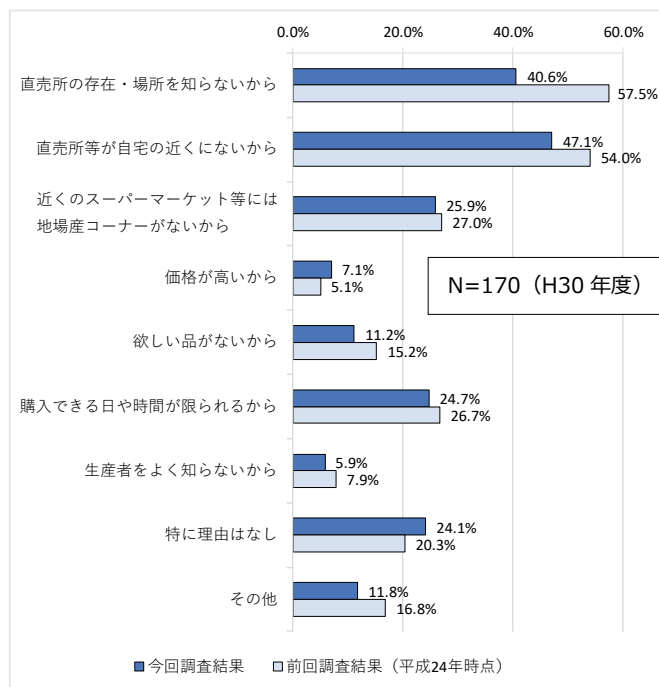
(農業者アンケート) 直売所のあり方について【複数選択】



(市民アンケート) 直売所を利用する理由【複数選択】



(市民アンケート) 市内産農産物を購入しない理由【複数選択】



【今後の課題】

以上のような現状を踏まえ、本市の農業経営の安定化、持続的農業経営等に向けた課題は、次のとおりです。

- 経営規模の小さな農業者の農業経営持続の検討
- 農業者の属性に合わせた販路形成や生産力向上・生産技術向上に向けた支援
- 地産地消ニーズに対応する直売所の周知継続及び直売機会の拡大

(2) 担い手の現状と課題

○農家数の減少が続いている（繁忙期等の人員確保も課題）。

平成 17（2005）年から平成 27（2015）年までの 10 年間で、農家数は 23.5%減少し、農家世帯員数は、421 人減少しています。

ボランティアの活用及びアルバイトを雇う等の対策を講じている農業者の割合は増加していますが、人員確保が必要な繁忙期においても、対策ができていない農業者が多い状況です。

専兼業別農家数及び農業人口の推移

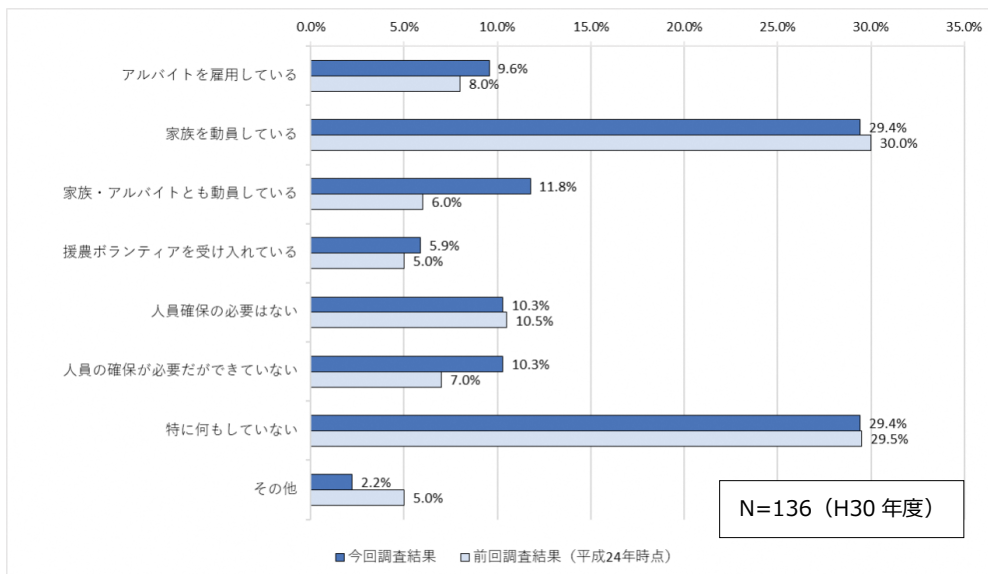
	総農家数 (戸)	専業農家 (戸)	兼業農家			農家世帯員数 (人)
			総数 (戸)	第 1 種兼業 (戸)	第 2 種兼業 (戸)	
平成 17 年	306	90	138	28	110	1,117
平成 22 年	276	70	129	41	88	905
平成 27 年	234	78	85	14	71	696

※第 1 種兼業農家：家計収入のうち、農業収入が最も多い

※第 2 種兼業農家：家計収入のうち、農業収入よりもその他の収入の方が多い

※平成 7 年までは総農家数は専業農家と兼業農家数の合計、平成 12 年からは総農家数は専業農家と兼業農家に自給的農家の合計
(資料：農林業センサス)

(農業者アンケート) 農作業の繁忙期等の人員確保の方法【複数選択】



○農業者の高齢化が進んでいる。

農業従事者の年齢構成を見ると、平成 27（2015）年現在、70 歳以上が最も多く 151 人（39.9%）を占めます。次いで 50 歳～59 歳（24.1%）、60 歳～69 歳（18.8%）と続き、従事者の高齢化が進行しています。このことは、農産物の品目の変化にも影響する他、生産技術の次世代への継承が危ぶまれることにもなります。

基幹的農業従事者の年齢別人口

	平成 17 年 (人)	構成比	平成 22 年 (人)	構成比	平成 27 年 (人)	構成比
総数	474	100.0%	413	100.0%	378	100.0%
15～19 歳	0	0.0%	0	0.0%	2	0.5%
20～29 歳	8	1.7%	6	1.5%	10	2.6%
30～39 歳	33	7.0%	25	6.1%	14	3.7%
40～49 歳	85	17.9%	51	12.3%	39	10.3%
50～59 歳	82	17.3%	92	22.3%	91	24.1%
60～69 歳	108	22.8%	77	18.6%	71	18.8%
70 歳以上	158	33.3%	162	39.2%	151	39.9%

※基幹的農業従事者は、農業就業人口のうち、ふだん仕事として自営農業に従事した世帯員数
(資料：農林業センサス)

○意欲ある農業者が農業を支えている。

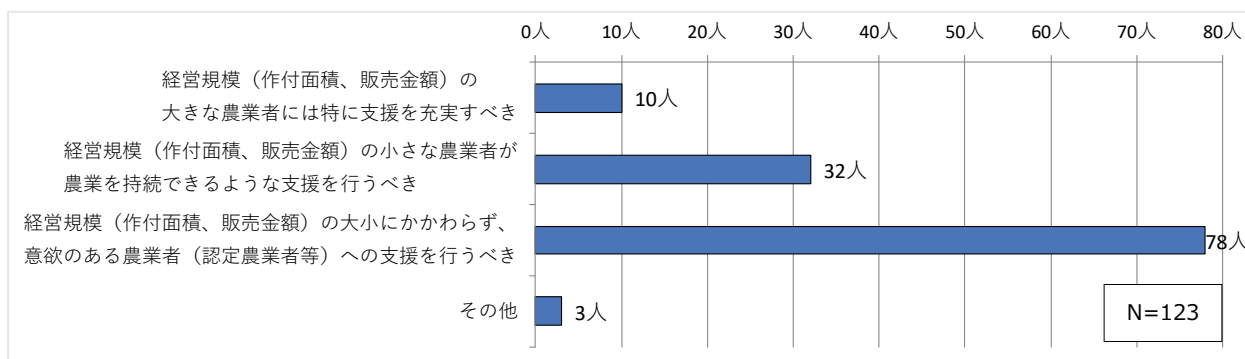
平成 30 (2018) 年 7 月現在、本市には 53 名の認定農業者が農業に従事しています。意欲ある農業者が市内農業の中核となり、計画的な農業に取り組んでいます。

認定農業者の主たる品目等を見ると、野菜が 41 名、果樹が 8 名、植木が 4 名、花卉が 3 名、農業体験農園が 2 名、その他が 3 名 (重複あり) と様々です。野菜の栽培方法は施設、露地栽培やそれらの組み合わせ、また、出荷先についても直売や量販店との契約栽培を主とする経営、市場出荷や学校給食への納入、それらの組み合わせ等多様です。

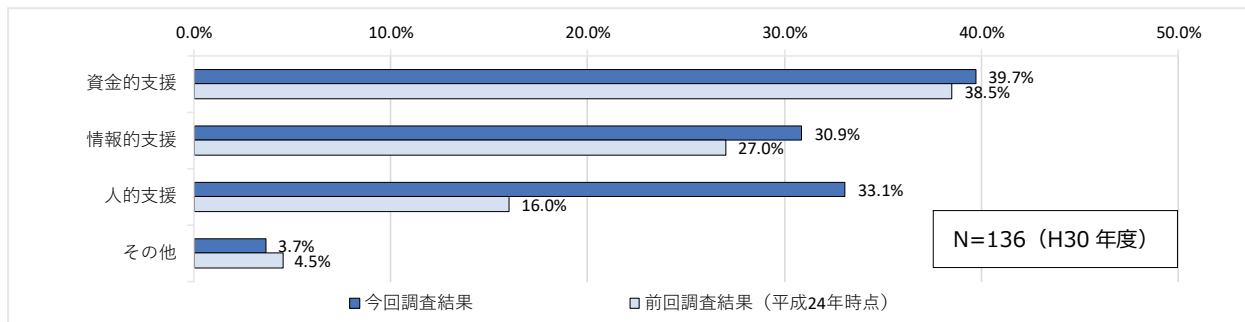
○意欲ある農業者に対する支援要望が高い。

農業への支援対象として、経営規模の大小に関わらず意欲ある農業者に対する支援の要望が農業者から多く挙げられています。支援内容については、資金的支援の要望が最も多く、人的支援への要望も割合が高まっている状況です。

(農業者アンケート) 農業者への支援対象について



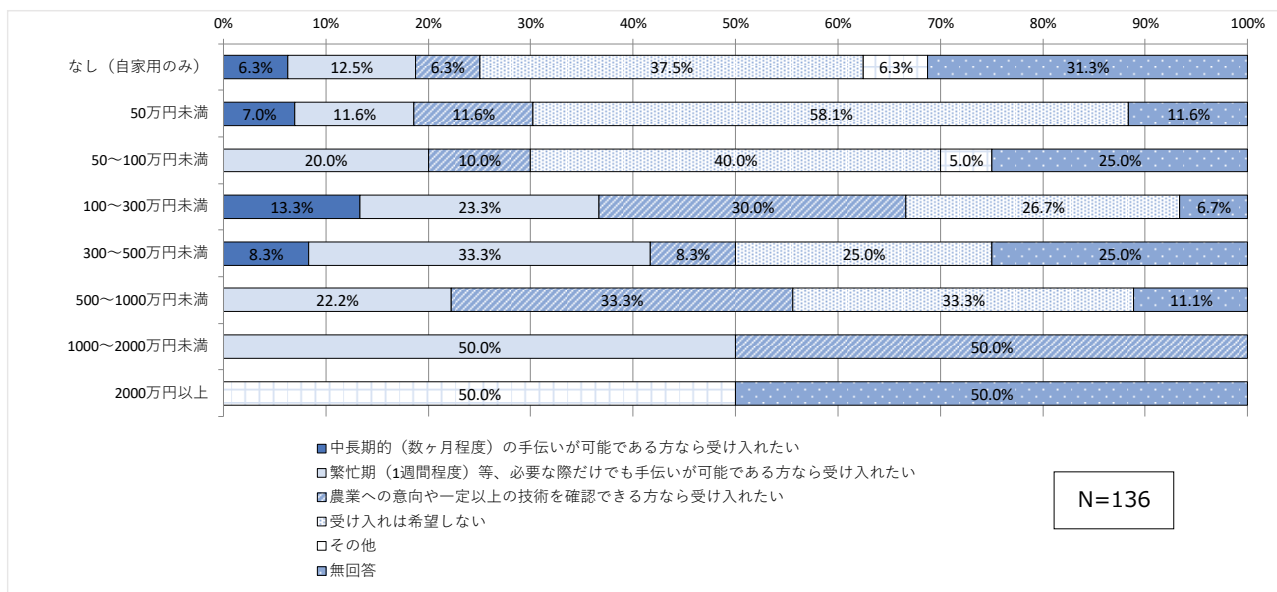
(農業者アンケート) 今後の農業者への支援について【上位 2 項目選択】



○農業のアルバイトや援農ボランティア等が求められている。

農業所得が高い農業者においては、低い（100万円未満）農業者に比べて、アルバイトや、援農ボランティアの受け入れの意向が高い状況です。

（農業者アンケート） 援農ボランティアの必要性



○農業のアルバイトや援農ボランティアへの市民の関心が見られる。

一定割合の市民に農業や農作業の手伝いへの興味が見られます。特に、「20歳代」、「30歳代」、「40歳代」といった若い年齢層で、農業のアルバイトへの興味がある方が多い状況です。援農ボランティアへの関心は、「30歳代」、「40歳代」と「70歳代」の割合が比較的高くなっています。

（市民アンケート） 農業や農作業の手伝いへの興味

項目	全体	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳～
職業として農業を行いたい	件数	4	0	3	0	1	0	0
	割合	1.1%	0.0%	6.8%	0.0%	1.8%	0.0%	0.0%
アルバイト(有償)として、農業をやってみたい	件数	40	7	8	15	4	6	0
	割合	11.5%	28.0%	18.2%	20.5%	7.3%	9.1%	0.0%
ボランティア(無償)でも農業をやってみたい	件数	30	0	6	9	4	5	6
	割合	8.6%	0.0%	13.6%	12.3%	7.3%	7.6%	10.5%
農業技術習得のため、金銭を支払ってでも農業の手伝いをしたい	件数	2	0	1	0	1	0	0
	割合	0.6%	0.0%	2.3%	0.0%	1.8%	0.0%	0.0%
興味はない	件数	201	17	24	44	38	36	30
	割合	57.6%	68.0%	54.5%	60.3%	69.1%	54.5%	52.6%
その他	件数	45	1	1	5	7	17	9
	割合	12.9%	4.0%	2.3%	6.8%	12.7%	25.8%	15.8%

【今後の課題】

以上のような現状を踏まえ、本市の農業の担い手の確保・育成等に向けた課題は、次のとおりです。

- 農業者が減少しており、新規就農・後継者確保に向けた支援、次世代への農業生産技術の継承の検討
- 意欲ある農業者への支援・人的支援ニーズへの対応の検討
- 援農ボランティアの確保・活躍の場づくり

(3) 農地の現状と課題

○ 1戸当たり農地面積は小さく、農地の減少が進む。

本市の面積 1,575ha のうち、137ha が畑であり市全域の 8.7%を占めています（平成 29（2017）年現在）が、減少傾向が続いています。

経営耕地面積規模別農家数は、0.5ha～1.0ha が最も多く 36.7%を占め、0.3ha 未満の割合が増加する等、小規模な農地で経営する農家が多いことがわかります。

また、生産緑地は、農地のうち 86.1%、市域全体の 7.5%を占めますが、やはり減少傾向にあります。

なお、農地転用状況を見ると、平成 25（2013）年～平成 29（2017）年の 5年間で、221,455 m²が転用されており、転用後の用途は、宅地が最も多く 189,549 m²（85.6%）、駐車場や資材置場が 5,388 m²（2.4%）、その他が 23,979 m²（10.8%）となっています。平成 20（2008）年～平成 24（2012）年と比べて、転用先の用途については大きな変化はありませんが、転用面積は約 22%増加しています。

地目別土地面積

	平成 19 年	平成 24 年	平成 29 年
総地積(m ²)	15,850,000	15,850,000	15,750,000
畑(m ²)	1,914,099	1,769,957	1,373,104
割合	12.1%	11.2%	8.7%
一般住宅地(m ²)	6,965,949	7,158,766	7,231,375
割合	43.9%	45.2%	45.9%
非住宅地(m ²)	1,645,038	1,534,050	1,573,041
割合	10.4%	9.7%	10.0%
非課税宅地(m ²)	732,375	773,365	771,676
割合	4.6%	4.9%	4.9%
山林(m ²)	119,790	116,266	29,299
割合	0.8%	0.7%	0.2%
雑種地(m ²)	503,884	488,580	421,331
割合	3.2%	3.1%	2.7%
その他(m ²)	3,968,865	4,009,016	4,350,174
割合	25.0%	25.3%	27.6%

（資料：市民部資産税課 統計にしとうきょう）

経営耕地面積の推移（農業経営体）

	総面積(ha)	田		畑		樹園地	
		面積(ha)	割合	面積(ha)	割合	面積(ha)	割合
平成 17 年	182.00	-	0.0%	144.27	79.3%	37.73	20.7%
平成 22 年	157.22	0.7	0.4%	119.05	75.7%	37.47	23.8%
平成 27 年	151.61	1.4	0.9%	127.17	83.9%	23.04	15.2%

（資料：農林業センサス 統計にしとうきょう）

経営耕地面積規模別農家数（販売農家） 単位（戸、%）

	平成 17 年	構成比	平成 22 年	構成比	平成 27 年	構成比
総数	228	100.0%	199	100.0%	180	100.0%
0.3ha 未満	18	7.9%	16	8.0%	29	16.1%
0.3ha～0.5ha	64	28.1%	57	28.6%	46	25.6%
0.5ha～1.0ha	94	41.2%	78	39.2%	66	36.7%
1.0ha～1.5ha	29	12.7%	29	14.6%	22	12.2%
1.5ha～2.0ha	15	6.6%	10	5.0%	6	3.3%
2.0ha～3.0ha	3	1.3%	7	3.5%	5	2.8%
3.0ha～5.0ha	2	0.9%	0	0.0%	2	1.1%
5.0ha 以上	3	1.3%	2	1.0%	4	2.2%

（資料：農林業センサス）

生産緑地の変遷

年	合計	
	面積 (ha)	地区数
平成 20 年	138.75	319
平成 26 年	124.85	301
平成 27 年	122.22	297
平成 28 年	122.22	296
平成 29 年	118.18	296
平成 30 年	115.75	292

(資料：都市計画課)



〔生産緑地地区〕

農地転用の状況、転用先の用途

	平成 20～24 年 合計	平成 25～29 年 合計	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	
転用面積 (㎡)	181,439	221,455	36,192	38,039	33,726	57,168	56,330	
件数	319	375	80	73	59	71	92	
転用先の用途	住宅等 (㎡)	145,447 (80.2%)	189,549 (85.6%)	30,228	34,584	27,050	48,891	48,796
	(件数)	247	292	63	57	48	54	70
	道路 (㎡)	454 (0.3%)	1,274 (0.6%)	388	323	200	68	295
	(件数)	6	10	4	1	2	1	2
	駐車場・資材置場 (㎡)	10,629 (5.9%)	5,388 (2.4%)	1,445	742	915	1,027	1,259
	(件数)	23	17	4	4	1	2	6
その他 (㎡)	24,910 (13.7%)	23,979 (10.8%)	4,013	2,391	5,561	6,036	5,979	
(件数)	43	53	8	11	8	12	14	

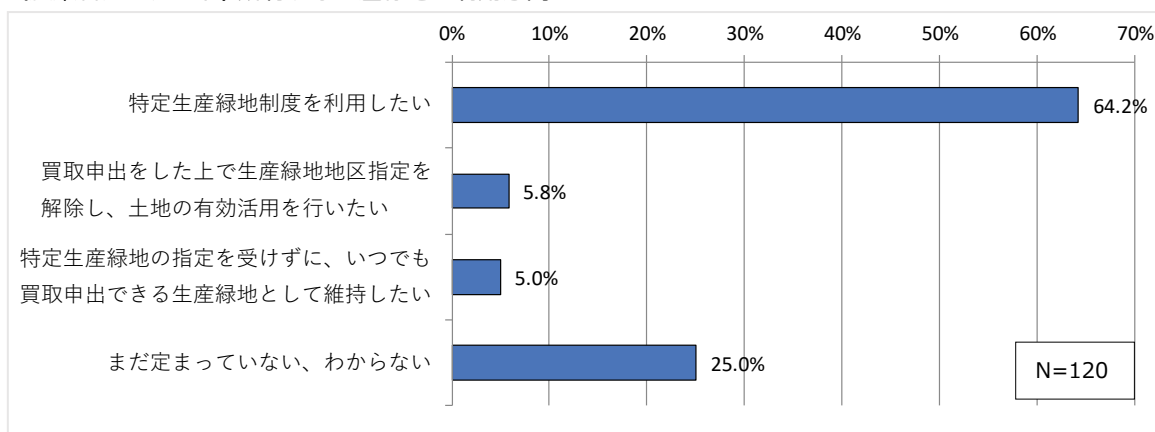
(資料：農業委員会事務局 統計にしとっきょう)

○特定生産緑地制度利用の意向は高い。生産緑地の貸付意向については、市民農園としての活用を望む農業者が多い。

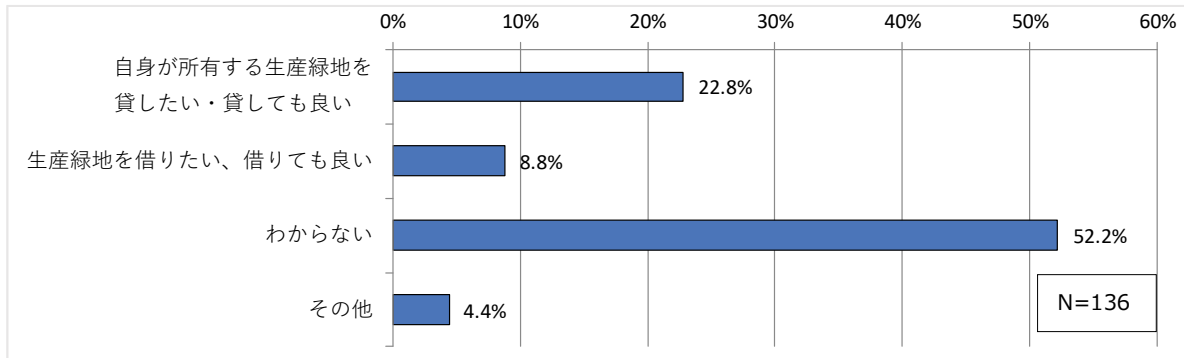
平成 34 (2022) 年から、生産緑地地区の指定後 30 年が経過し、買取り申出ができるようになります。多くの農業者は特定生産緑地制度を活用して、10 年間の生産緑地指定延長の意向を持っていますが、「まだ定まっていない、わからない」との回答も一定割合存在します。

また、都市農地の貸借の円滑化に関する法律が施行され、相続税納税猶予制度適用農地でも貸借が可能になり、さらに、貸借中に生産緑地の相続が発生した場合も相続税納税猶予制度の適用を受けることができることになりました。生産緑地の貸付意向がある方の回答としては、「JA や行政に貸して市民農園を開設してほしい」との回答が最も多い状況にあります。

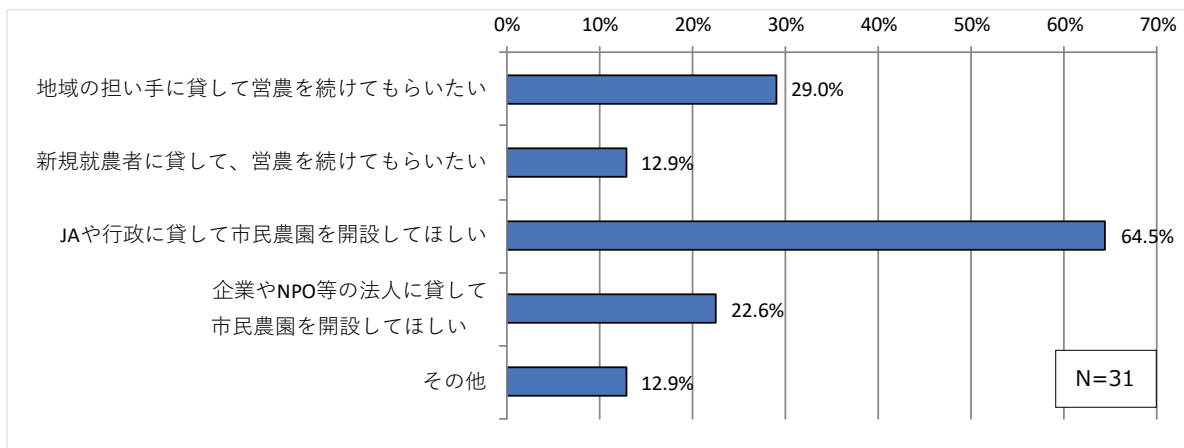
(農業者アンケート) 所有する生産緑地の利用意向



(農業者アンケート) 生産緑地の貸借についての意向【複数回答】



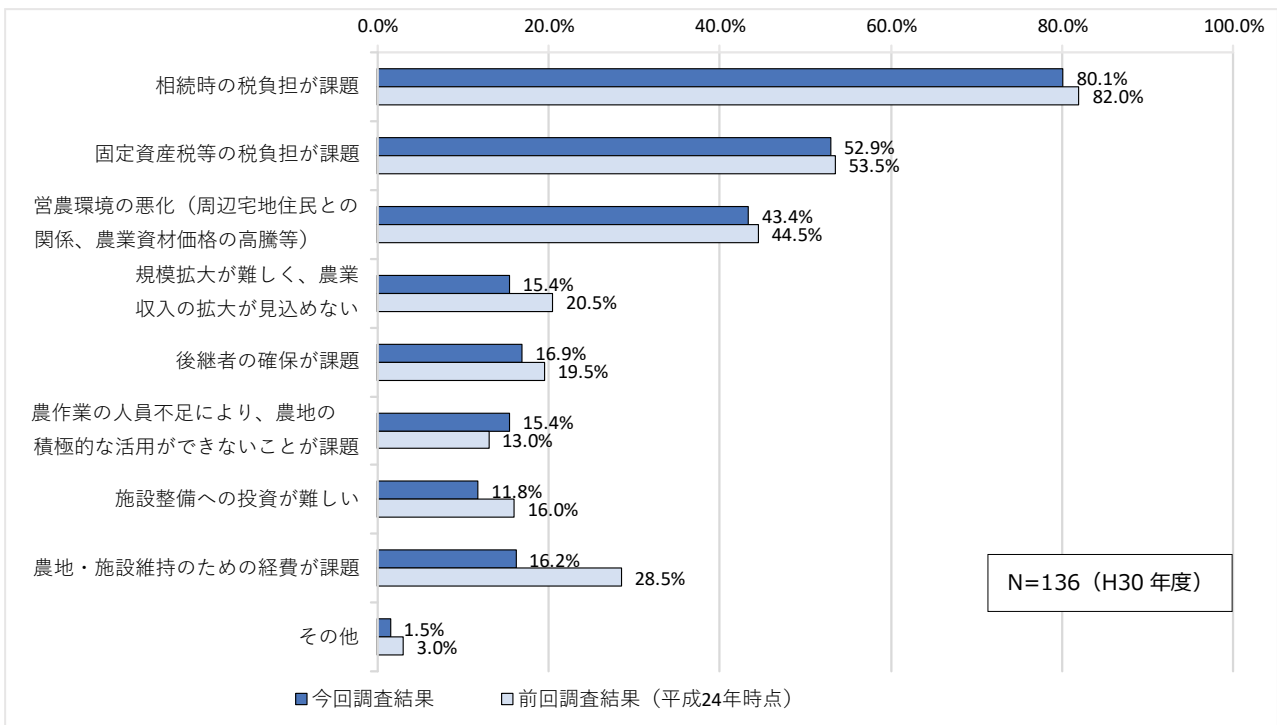
(農業者アンケート) 生産緑地の貸借意向のある方の望む活用【複数回答】



○相続時の税負担が農地の保全活用の課題となっている。

税制面で都市農地を維持していくことが難しいことや、営農環境の悪化といった、農地保全上の課題が、農業者から引き続き挙げられています。

(農業者アンケート) 農地保全・活用の課題【複数選択】



○農業体験農園等、様々な農地活用が展開されている。

市内には農業体験農園が4園開設され、農業者の指導のもとで、多くの市民が農業に親しみ、楽しんでいます。一方、市民農園は市が運営する農園が5箇所あり、363区画、7,625㎡を提供しています。また、農家開設型の市民農園は3箇所あり、計161区画が市内農業者によって開設・運営されています。

○防災の観点からも農地保全に目が向けられている。

平成30(2018)年11月時点で、129,515㎡の農地が災害時協力農地として登録されています。災害時協力農地は、災害時の避難場所等として活用することが取り決められており、農業・農地の持つ多面的機能のひとつとして、市民の安全・安心な暮らしを守る役割を担っています。



〔災害時協力農地〕

災害時協力農地の内訳(平成30(2018)年11月現在)

区分	面積	筆数
災害時協力農地	129,515㎡	107筆

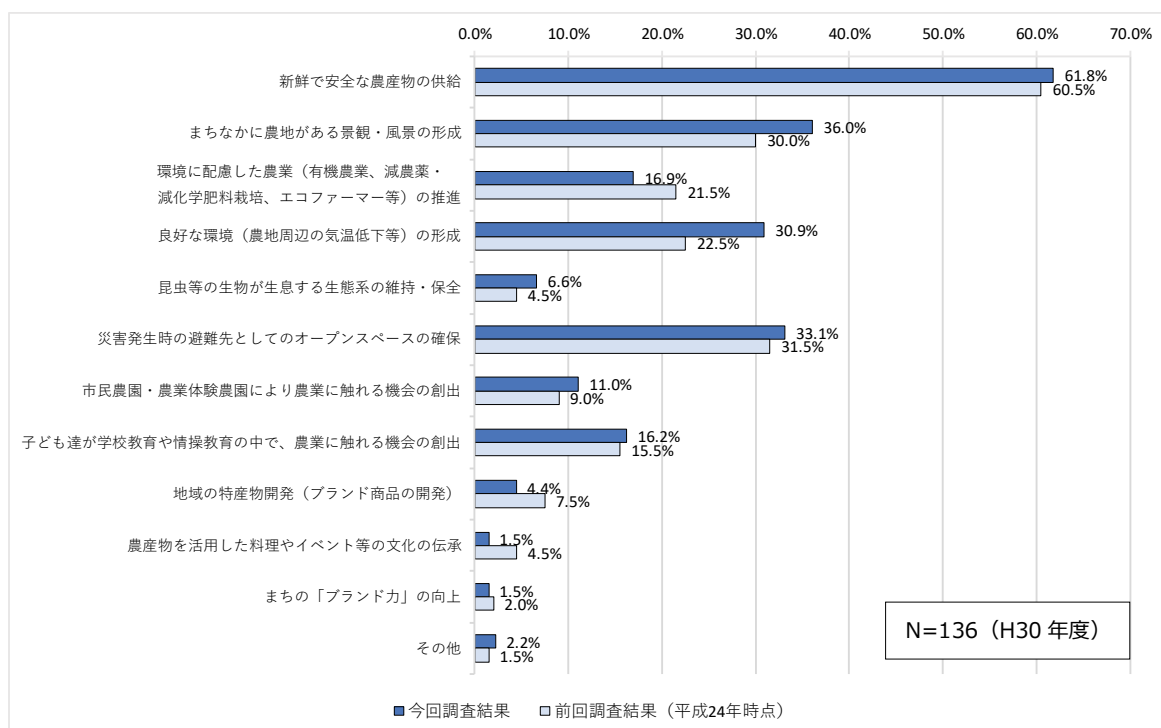
(資料：農業委員会)

○農業や農地が持つ役割として、農産物供給、景観・風景の形成が農業者・市民に共通した意識となっている。

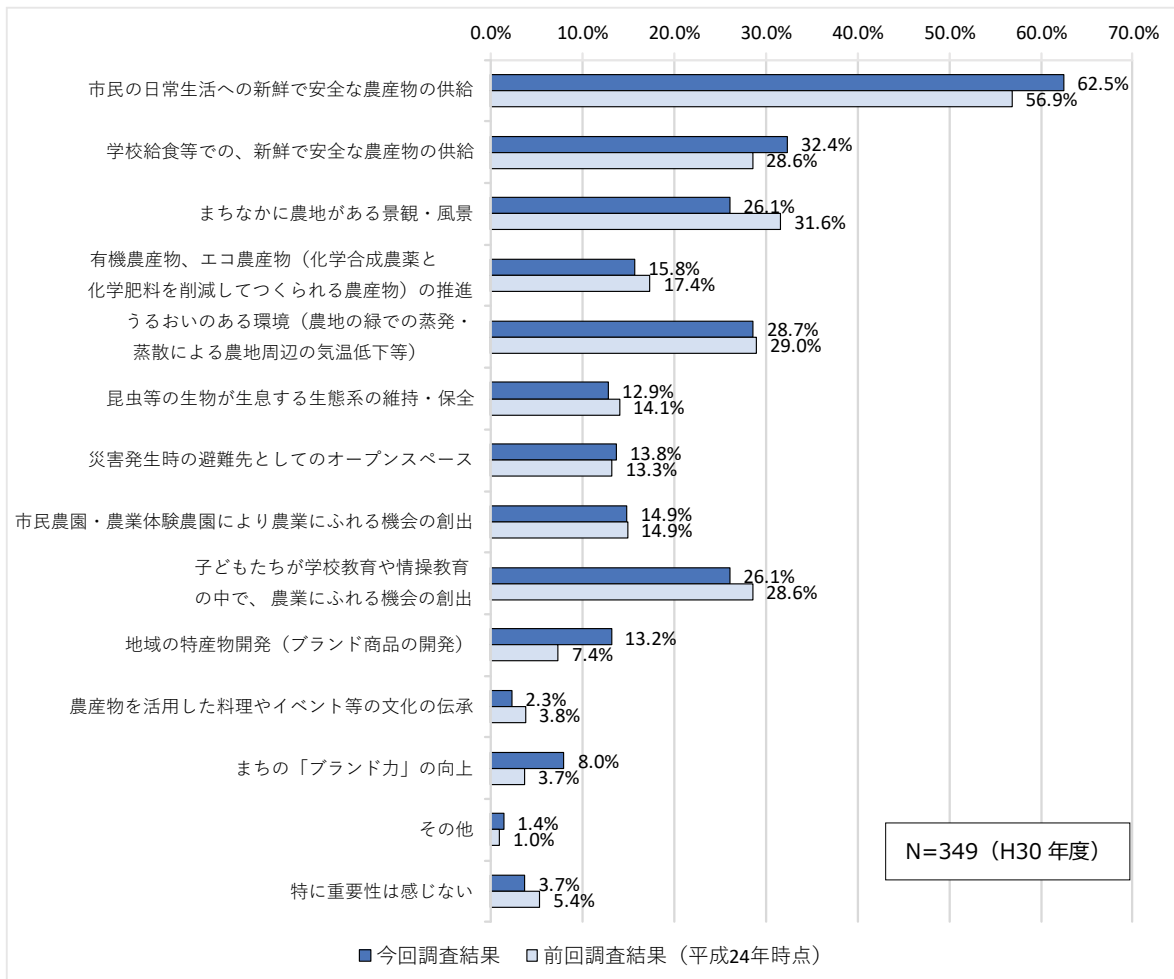
農業者、市民それぞれが、農業や農地が持つ役割として重要なこと(期待すること)として、双方とも、「新鮮で安全な農産物の供給」「まちなかに農地がある景観・風景の形成」(市民アンケートでは「まちなかに農地がある景観・風景」)が上位に挙げられており、農業者と市民との共通した意識が見られます。

また、農業者においては「災害時の避難先としてのオープンスペース」となること、市民からは「教育における農業に触れる機会」が重要視されています。

(農業者アンケート) 農業や農地が持つ役割として重要なこと【上位3項目選択】



(市民アンケート) 農業や農地が持つ役割として期待すること【上位3項目選択】



【めぐみちゃんとファームカーの活用】



【学校給食での市内産農産物の利用】



【次世代を担う子供たちの農業体験】

【今後の課題】

以上のような現状を踏まえ、本市の農地の保全・活用等に向けた課題は、次のとおりです。

- 農地の保全活用に向けて、特定生産緑地制度の活用や、生産緑地の貸借の円滑化制度の適切な運用、そのための制度周知の徹底
- 農地減少を最小限にするための対策の調査・検討
- 市民への農地の多面的な機能の周知による、農地保全への理解

(4) 農業者と市民との交流に係る現状と課題

○市民と農をつなぐ地産地消の取組みや農業体験が行われている。

農業の理解、食育、市内産農産物消費促進に関連した各種イベントを、市やJA等の主催により実施しています。また、JA各支店においては、直売所が設置され、多くの方が市内産農産物を購入できる場所として定着しています。

市内小・中学校においては、給食への市内産農産物の利用の他、学校農園等も実施されています。



〔市内で開催される即売会〕

○継続的に援農ボランティアの育成が行われている。

平成 29 (2017) 年度までに、「東京の青空塾」を受講し、修了した援農ボランティア数は 135 名です。修得した技術を、市内農業の支援に活用できるようにする仕組みとして、農のアカデミー体験実習農園が活用されています。



〔援農ボランティアの活動〕

○都市と農業が共生するまちづくり事業が展開されている。

都市と農業が共生するまちづくり事業として、平成 23 (2011) 年度より、市内各エリアの農業・農地の特徴を活かした各種事業が展開されています。

〔西東京市都市と農業が共生するまちづくり事業概要〕

西東京市都市と農業が共生するまちづくり事業は、以下、4つのエリアの特徴を活かした事業と、市域に係る4つのソフト事業で構成され、当該事業を相互に連携させながら展開しています。

■ 4つのエリアを活かした事業展開

保谷駅北部エリア： 「花摘みの丘」・「農のアカデミー体験実習農園」を活用

保谷駅南部エリア： 「農のアトリエ【蔵の里】」を活用

田無駅南部エリア： 「緑のアカデミー事業エリア」を設定・活用

市域全体エリア： 「農業普及啓発プロジェクト」を展開

■ 4つのソフト事業の展開

めぐみちゃんマルシェ等の開催

(各エリア等で市内産農産物の販売を行い、市民の関心を高める)

めぐみちゃんメニューの開発

(農業者と商工業者、市民の協力で地産地消の商品開発を行う)

農のアカデミー開設

(各ライフサイクルに対応して農とのふれ合いや体験学習ができるような場と機会を設ける)

農とのふれあい散歩道づくり

(各エリアやエリア間での農とのふれ合いや学習ができるルートを設定し、サイン等をつくる)

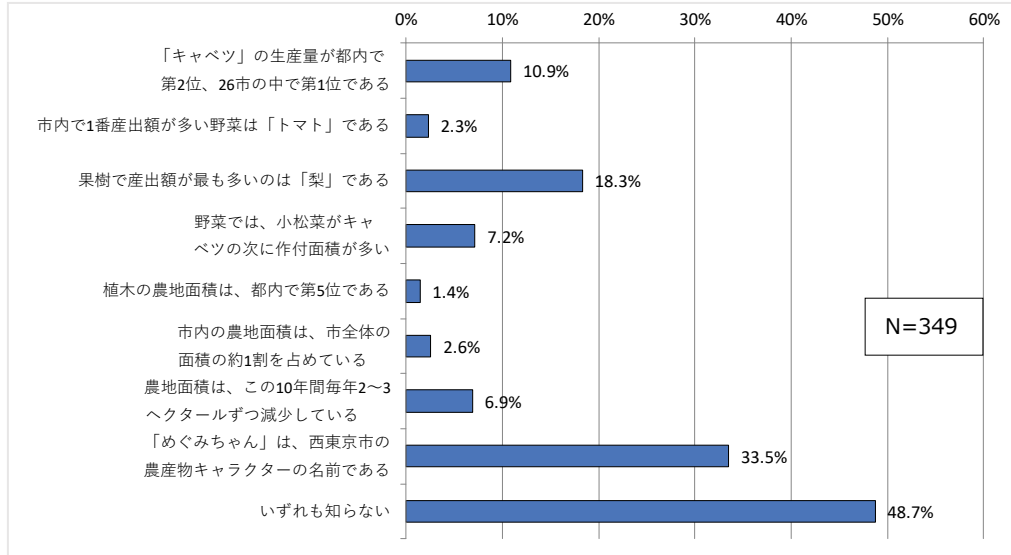


〔めぐみちゃんマルシェ・ド・ソフレ〕

○市内の農業について、市民認知・理解は高くない。

市内の農業について、市民が知っていることの上位は、「めぐみちゃん」、「梨」、「キャベツ」に関することです。全体的にまだ低い割合であり、「いずれも知らない」が最も高い割合であることから、市内の農業についての認知・理解を高めることを考える必要があります。

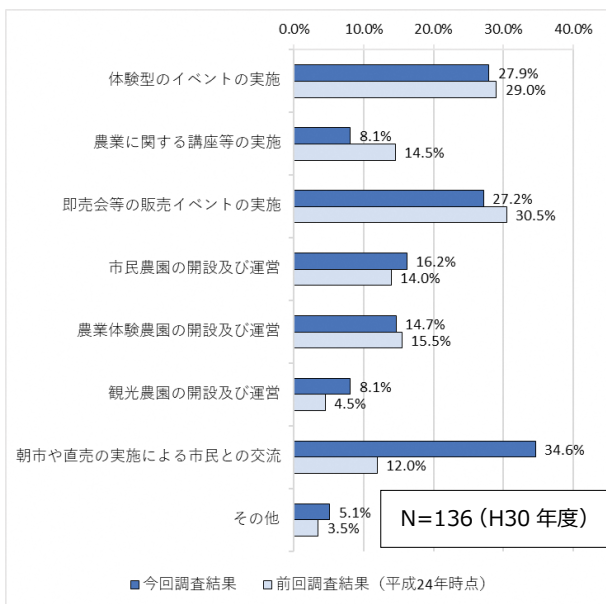
(市民アンケート) 西東京市の農業について知っていたこと【複数選択】



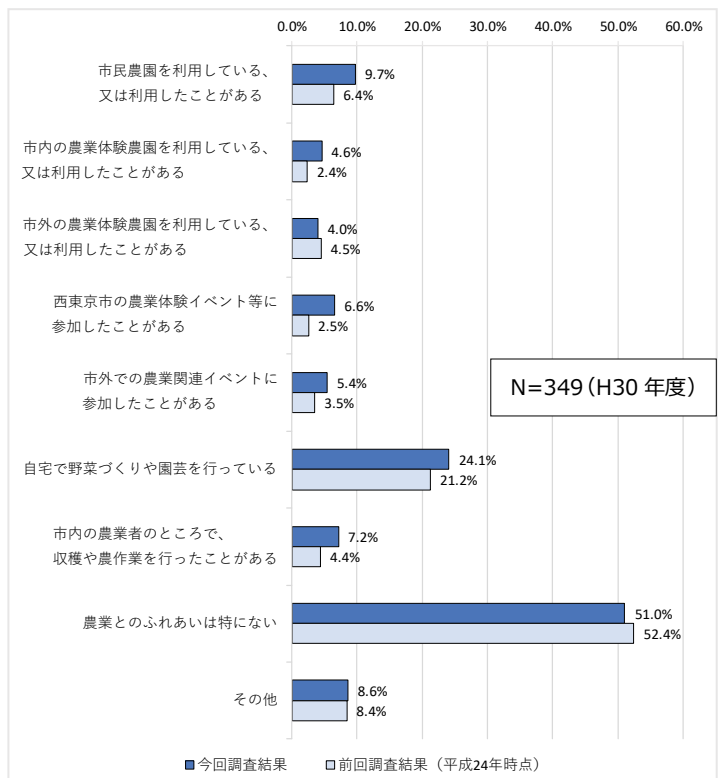
○農業者、市民双方とも、交流に対する意識が多様である。

農業者と市民との交流については、農産物の販売といった直接的な効果に加え、消費者のニーズの把握、さらには、営農意欲の向上等の効果が期待できます。また、市民においては、安全で新鮮な農産物を購入できる機会の創出、並びに、都市農業・農地の保全への理解増進につながると考えられています。

(農業者アンケート) 農業を通じた効果的な市民等との交流【複数選択】



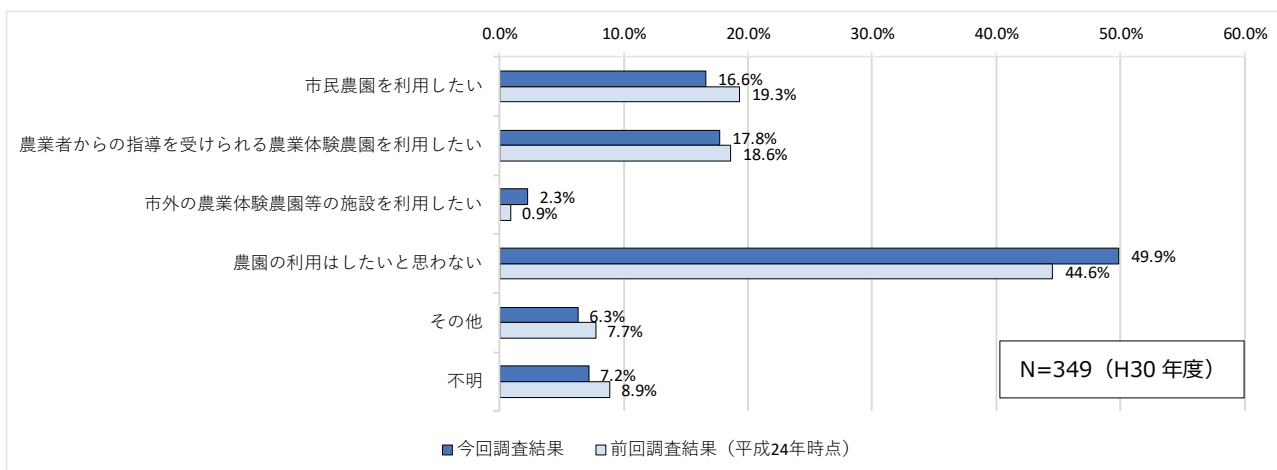
(市民アンケート) 農とのふれ合いの経験【複数選択】



○市民や農業者の意向も踏まえた市民農園、農業体験農園のあり方、支援策の検討が必要である。

市民農園及び農業者からの指導を受けられる農業体験農園は、ほぼ同程度の利用意向があります。今後、生産緑地の貸借による行政やJA、農業者や民間事業者による市民農園（農地の区画貸し）の開設も考えられます。農業者及び市民の意向も踏まえて、市民農園の活用、農業体験農園の開設支援について検討を行う必要があります。

(市民アンケート) 市民農園や農業体験農園の利用意向【複数選択】



〔市民農園〕



〔農業体験農園〕

【今後の課題】

以上のような現状を踏まえ、本市の農業者と市民との交流促進に向けた課題は、次のとおりです。

- 体験イベントの充実による生産者と市民との接点づくり、本市の農業・農産物への理解増進・PR
- 農業を通じた市民等との交流のニーズの多様化への対応
- 市民農園、農業体験農園のあり方、支援策についての検討